

平成22年度 ガス事業法に基づく立入検査結果

1. 平成22年度立入検査計画

- ①一般ガス事業者 1支店、1工場
- ②簡易ガス事業者 供給地点群数 22地点(15事業者)
※平成22年4月1日時点の供給地点群数:364地点群(73事業者)

2. 平成21年度立入検査の実施状況及び結果

- ①検査期間：平成22年4月～23年2月
- ②検査実施数：一般ガス：1支店、1工場(1事業者)
簡易ガス：22供給地点群(15事業者)
- ③結果の概要：立入検査の結果以下の事項に法令違反が認められたため、違反のあったガス事業者代表者に対し中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。
なお、改善指示事項については、該当事業者から改善報告書の提出を求め、全ての事業者から改善報告書又は改善計画書の提出があり、特に問題のないことを確認した。

改善指示事項	関係条項等	指摘 件数
個別周知を実施すること。	法第40条の2	1
ガス工作物の検査を定められた頻度で実施し、検査記録を保存すること。	法第30条	1
火気設備との距離を確保すること。	技術基準省令第11条	1
合 計		3